



自動車税(府税)

■納める人

自動車の使用の本拠を府内に登録している自動車を所有している人が納めます。

自動車の売買において、売主がその所有権を留保しているとき(割賦販売の場合)は、当該自動車の買主が所有者とみなされ、買主が納めます。

4月1日以降に、自動車を譲渡(移転登録)した場合は、当該年度の自動車税は旧所有者に、翌年度から新所有者に課税されます。

なお、二輪の小型自動車、軽自動車などについては、軽自動車税(市町村税)が課税されます(17ページ参照)。

■納める額

自動車の種別、用途、総排気量などによって税率(年税額)が定められています(詳しくは、自動車税税額表等をご覧ください)。なお、4月1日以降に自動車を新規に登録した場合や自動車を抹消する登録(廃車)をした場合には、月割計算により課税又は減額されます。

月割計算による課税

$$\text{年税額} \times \frac{\text{登録月の翌月から3月までの月数}}{12} = \text{月割税額}$$

(100円未満の端数金額は切り捨てる)

月割計算による還付

年税額から、上記の月割計算による課税額を差し引いた金額です。

■納める方法

申告

自動車を新たに所有することになったり、譲渡したり、廃車したりした場合は、自動車税事務所に自動車税申告書を提出しなければなりません。

納税

賦課期日(毎年4月1日)に自動車を所有している人は、4月から翌年3月までの1年分の税金(年額)を府から送付される納税通知書(納付書)で、5月に納めます。

新規登録時の月割計算による課税は、登録手続きの際に自動車税申告書を提出し、納めます。

納税証明書(継続検査用)の利用について



自動車税の継続検査(車検)を受ける場合に必要な納税証明書は、「自動車税納税通知書兼納付書(領収証書)」等と一連の書類となっており、金融機関等の領収日付印の押印のあるものが使用できます。

なお、納税証明書の「自動車の所有者の氏名または名称」欄に
・前年度以前に、当該自動車について未納の自動車税がある
・当該自動車の検査有効期限が来年度以降に到来する
などの記載があるものは、使用できませんので、ご注意ください。

この証明書は、車検を受ける際に必要となりますので、自動車検査証とともに大切に保管し車検時に運輸支局に呈示してください。

なお、紛失したときなどは最寄りの府税事務所でも再交付の申請を行ってください。



インターネットで自動車税納税通知書等の送付先の変更ができます！

引越などで住所が変わったときは、インターネット（府税のホームページ「府税あらかると」(<http://www.pref.osaka.jp/zei/>))で自動車税納税通知書等の送付先の変更手続きができます。

住所変更の届出入力には、自動車の「登録番号」や「車台番号」が必要となりますので、自動車検査証（車検証）で確認してください。
なお、自動車検査証の住所は、運輸支局で住所変更の登録手続きをしないと変更できません。

自動車税に関する？は大阪府自動車税テレフォンガイドへ！

住所変更や自動車税の売却・下取りの場合などの手続き案内を行っています。自動音声案内は24時間ご利用いただけます。

TEL 06(6939)1387

自動車取得税（府税）

■納める人

自動車を取得した人が納めます。

ただし、特殊自動車（ロード・ローラー、ブルドーザーなど）と二輪車にはかかりません。

なお、自動車の売買において、売主がその所有権を留保しているとき（割賦販売の場合）は、当該自動車の買主が取得者とみなされ、買主が納めます。

自動車取得税は目的税で、その収入は、主として市町村の道路に関する費用に充てられます。

■納める額

$$\text{自動車の取得価額（課税標準額）} \times \text{税率} = \text{税額}$$

自動車の取得価額

自動車を取得するためにその対価として支払うべき金額で、自動車に付加して一体となっている物（例えば、ラジオ、ステレオ、エアコンなど）の価額は含まれますが、スペアタイヤ、シートカバー、マット、標準工具などの付属物の価額は含まれません。

ただし、無償で取得した場合や縁故者から格安で買った場合などは、通常の取引価額が取得価額となります。

なお、自動車の取得価額が50万円以下の場合、免税となります。

排出ガス性能のよい一定の燃費基準を満たす低燃費車（ハイブリッド自動車を除く。）の課税標準額については、その取得が平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に行われたときに限り申告により、取得価額から一定額を控除した額となります（詳しくは、自動車税税額表等をご覧ください）。

税 率

- ・ 営業用自動車・軽自動車..... 3%
- ・ 自家用自動車..... 5%

■納める方法

自動車の登録又は使用の届出の際に、自動車税事務所に申告書を提出し、納めます。

自動車の登録についてのお問い合わせは運輸支局まで
平成18年2月から登録手続きに関するヘルプデスクが開設されました。

- ・ 近畿運輸局大阪運輸支局 050-5540-2058
 - ・ 同支局なにわ自動車検査登録事務所 050-5540-2059
 - ・ 同支局和泉自動車検査登録事務所 050-5540-2060
- オペレーター対応は開庁日の8:30～17:00まで。自動音声案内は24時間ご利用になれます。

近畿運輸局のホームページもご利用ください。 <http://www.kkt.mlit.go.jp/>

軽自動車税(市町村税)

■納める人

毎年4月1日に原動機付自転車、軽自動車等を所有している人

■納める額

軽自動車等の種類、用途、総排気量などによって税額が定められています。

【軽自動車税税額表】



種別		標準税率 (年額)		
原動機付自転車	総排気量：0.05ℓ以下 定格出力：0.6kw以下	1,000 ^円		
	ミニカー（三輪以上で一定のもの）	2,500		
	二輪	総排気量：0.05ℓ超0.09ℓ以下 定格出力：0.6kw超0.8kw以下	1,200	
		総排気量：0.09ℓ超	1,600	
		定格出力：0.8kw超	1,600	
二輪の小型自動車		4,000		
軽自動車及び 小型特殊自動車	二輪（側車付を含む）	2,400		
	三輪	3,100		
	四輪以上	乗 用	営業用	5,500
			自家用	7,200
		貨物用	営業用	3,000
			自家用	4,000

■納める方法

市町村から送付される納税通知書（納付書）により、各市町村の条例で定める納期（標準では4月）までに納めます。

自動車重量税（国税）

■納める人

自動車検査証の交付等を受ける人及び車両番号の指定を受ける人

■納める額

自動車の区分、車検有効期間及び車両重量等に応じて税率が定められており、主なものは次のとおりです。

	自家用営業用区分 車検有効期間	自家用車			営業用車		
		1年	2年	3年	1年	2年	3年
乗用自動車	車両総重量 0.5tごと	6,300 ^円	12,600 ^円	18,900 ^円	2,800 ^円	- ^円	- ^円
2.5t超トラック	車両総重量 1tごと	6,300	12,600	-	2,800	5,600	-
2.5t以下トラック	車両総重量 1tごと	4,400	8,800	-	2,800	5,600	-
検査対象軽自動車	一両につき	4,400	8,800	13,200	2,800	5,600	-
小型二輪	一両につき	2,500	5,000	7,500	1,700	3,400	5,100

■納める方法

自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける時までに、原則として、その税額に相当する金額の自動車重量税印紙を自動車重量税納付書にはり付けて納付します。

軽油引取税（府税）

■納める人

- 1 特約業者又は元売業者から軽油の現実の納入を伴う引取りを行う人
- 2 軽油に軽油以外のものを混和して製造された軽油を販売した人
- 3 製造した軽油を消費又は譲渡した特約業者及び元売業者以外の人
- 4 自動車の燃料として軽油以外の燃料油を販売又は消費した人
- 5 軽油の輸入をした特約業者及び元売業者以外の人 等

軽油引取税は目的税で、その収入は、道路に関する費用に充てられます。

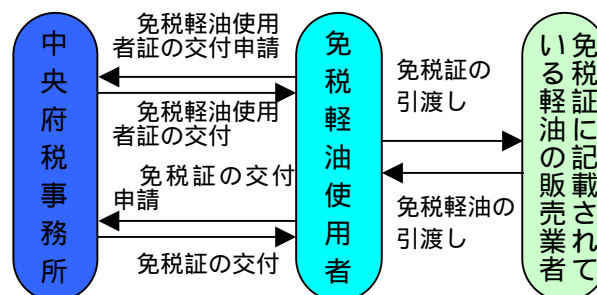
■納める額

1キロリットルにつき.....32,100円

ただし、次の用途に軽油を使用する場合で、免税証の交付を受けた場合に免税となります。

- (1)船舶・鉄道・軌道用車両の動力源
- (2)航路標識等の公共施設の電源又は動力源
- (3)農業・林業用機械の動力源
- (4)電気供給業・鉱物の掘採事業・とび土工事業等
のための用途
- (5)その他政令で定める事業の主体・用途等によるもの

【免税の手続き】



■納める方法

上記1の人に課される税金は、特約業者や元売業者（特別徴収義務者）が軽油の代金と合わせて徴収し、毎月末日までに前月分をとりまとめて中央府税事務所に申告し、納めます。

上記2～4の人に課される税金は、その人が毎月末日までに前月分をとりまとめて中央府税事務所に申告し、納めます。

上記5の人に課される税金は、その人が軽油の輸入の時までに当該輸入分を中央府税事務所に申告し、納めます。

揮発油税・地方道路税（国税）

■納める人

揮発油の製造者（揮発油を保税地域から引き取る人）

■納める額

揮発油税：1キロリットルあたり48,600円

地方道路税：1キロリットルあたり5,200円

石油ガス税（国税）

■納める人

自動車用の石油ガス容器への石油ガス充填者（課税石油ガスを保税地域から引き取る人）

■納める額

石油ガス1キログラムあたり17円50銭